別表第五 (第二十二条関係)

番号	特定製品の区分	表示の方法
1	家庭用の圧力なべ及び圧	本体、ふた又は取つ手の表面の見やすい箇所
	力がま	に容易に消えない方法で表示を付すること。
2	乗車用ヘルメット	ヘルメットの内面又は外面の見やすい箇所に
		容易に消えない方法で表示を付すること。
3	乳幼児用ベッド	ベッドの前枠又は妻枠の外表面の見やすい箇
		所に容易に消えない方法で表示を付するこ
		と。
4	登山用ロープ	ロープの末端部の表面に容易に消えない方法
		で表示を付すること。
5	携帯用レーザー応用装置	レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容
		易に消えない方法で表示を付すること。
6	浴槽用温水循環器	操作パネルの外表面又は操作部の外表面の見
		やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付
		すること。ただし、浴槽と一体式のものにあ
		っては浴槽の外表面の見やすい箇所とするこ
		とができる。
7	石油給湯機	石油給湯機の外面の見やすい箇所に容易に消
		えない方法で表示を付すること。
8	石油ふろがま	石油ふろがまの外面の見やすい箇所に容易に
		消えない方法で表示を付すること。
9	石油ストーブ	石油ストーブの外面の見やすい箇所に容易に
		消えない方法で表示を付すること。
1 0	ライター	ライターの外面の見やすい箇所に容易に消え
		ない方法で表示を付すること。

別表第6 (第22条関係) [略]

別表第7 (第22条関係) [略]